

[事案 2022-119] 解約請求

・令和5年3月16日 裁定不調

<事案の概要>

解約できない商品であることの説明を受けていないことを理由に、解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年3月に契約した積立利率金利連動型年金（米ドル建、年金プランは終身年金）について、解約できる商品だと思って契約したが、解約できない商品であった。しかし、以下等の理由により解約を認めてほしい。

- (1) 死亡するまで年金を受け取ることができるが、解約できない商品であるとの説明を受けていない。
- (2) 契約時、募集人がタブレットの入力を行い、内容を理解することなく言われるがまま契約させられた。
- (3) 契約締結前交付書面は、契約前に説明されず後日渡された。
- (4) 以前、募集人を通じて投資信託を何度か契約、解約しており、その投資信託と同様の商品と誤認させられた。
- (5) 70代独身で通院中の自分にとって、解約できない保険は不適當である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の際、募集人は日を空けて申立人と2回面談し、年金プランを終身年金とした場合には、年金の解約や一括受取の取扱いがないことを丁寧に説明し、申立人もこれを理解した発言をしていた。募集資料にも、解約できないことが目に留まるように表記されている。
- (2) 募集人は、面談時に「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」を提示して説明を行った。申込手続時は、申立人自身がタブレットを操作した。
- (3) 募集人は、申立人が親族に資産を残すつもりがないことを確認しており、本契約は、申立人自身の年金を充実させたいという意向に適合している。
- (4) 募集人は、投資信託と誤認させるような説明は行っておらず、一連の募集資料や申込書類などにも本契約が年金保険であることを表示している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の解約は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は申立人に対し、契約にあたって一般的に必要なとされる説明したものと思われるが、この商品はいわゆるトンチン年金であり、途中解約できないことにより、一旦支出した金銭は不時の必要が生じても返還を求められない商品である。十分な余裕資金のない契約者

にとってはリスクが大きく、他の年金保険と異なることが理解しにくいという特性があることや、申立人がクーリング・オフ期間満了の翌日に保険会社に対してクレームを申し立てていることからすると、申立人はこの商品の内容やリスクを理解しないまま契約したことが推測される。

- (2) 事情聴取によれば、募集人は、申立人から「自分の遺産を親族に譲りたくない」との希望があったため、本契約は申立人の意向に合致していると考えたと陳述しているが、他方で、募集人は、申立人が自分の財産を慈善団体への寄付に充てたいと考えていることも把握していた（申立人の事情聴取でも、申立人にその意向があったことを述べている）。